○国土交通省告示第千二十号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第十一条の規定により、別表に掲げる建設機械を排出ガス対策型建設機械に指定する。

平成二十七年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
3－539	発動発電機	ＤＣＡ－25ＩＧ	デンヨー㈱
3－540	発動発電機	ＤＣＡ－45ＬＳＫＥ－Ｄ	デンヨー㈱
3－541	空気圧縮機	ＤＩＳ－200ＶＰＢＥ	デンヨー㈱
3－542	発動発電機	ＤＧＭ150ＢＭＫ	㈱やまびこ
3－543	発動発電機	ＳＤＧ45Ｓ－７Ｂ２	北越工業㈱
3－544	発動発電機	ＳＤＧ60Ｓ－５Ｂ１	北越工業㈱

○国土交通省告示第千二十一号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第三百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

平成二十七年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

（別表）排出ガス対策型原動機

認定番号	原動機の名称及び型式	申請者
3－75	Ｖ3600－Ｔ－Ｋ３Ａ	㈱クボタ
3－76	３－３Ｄ88Ｅ	㈱小松製作所

○国土交通省告示第千二十二号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇〇九号	源　保	石川県	平成二十七年九月十日	七尾水先区

○国土交通省告示第千二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関について、同法第七十七条の三十五の十八第一項の規定により、構造計算適合性判定の業務を廃止する旨の申請があったので、同条第五項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定番号	指定構造計算適合性判定機関の名称	住所	業務区域	廃止する年月日
九	日本ＥＲＩ株式会社	東京都港区赤坂八丁目五番二十六号	宮城県、山形県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、鳥取県、香川県、長崎県、宮崎県及び沖縄県の全域	平成二十七年九月三十日

○国土交通省告示第千二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第三項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の七の項住所欄中「東日本橋一丁目一番四号」を「日本橋富沢町十番十六号」に改める。

○関東地方整備局告示第三百四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月三十日

関東地方整備局長　石川　雄一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市堀之内一丁目三五四番一地先から同市国分七丁目一五〇七番二（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月三十日

○中部地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月三十日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十三号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
西尾市江原町西塚田一六番から安城市藤井町車場八番一	前	一〇・七〇～一八三・六九メートル	三・一七九キロメートル
	後	二一・三〇～一八三・六九メートル	三・一七九キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名四国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年九月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月三十日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十三号	西尾市江原町西塚田二〇番から安城市藤井町車場八番一（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局名四国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年九月三十日

○中部地方整備局告示第百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年九月三十日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

第1　起業者の名称　岐阜県

第2　事業の種類　一般国道417号地すべり対策事業（岐阜県揖斐郡揖斐川町櫨原字村平及び同町塚字カン土段地内）

第3　起業地

1　収用の部分　岐阜県揖斐郡揖斐川町櫨原字村平及び塚字カン土段地内